

第8期第14回川崎市子どもの権利委員会

日時 令和7（2025）年6月27日（金） 14：00～16：00

場所 川崎市役所本庁舎復元棟 1階102会議室

出席委員 8人
鈴木委員長、五十嵐委員、加藤委員、金子委員、
霜倉委員、蔣委員、出口委員、畑委員、

欠席委員 2人
安委員、高石委員

事務局 こども未来局青少年支援室4人
箱島室長、湯川担当課長、内藤係長、圓谷専門調査員

議題等 （1）第8次子どもの権利に関する行動計画策定に向けた意見について
（2）その他

公開・非公開の別 公開

傍聴 0人

1 開会

2 議事

（1）第8次子どもの権利に関する行動計画策定に向けた意見について

○鈴木委員長 今日は議事が1つで重要なものなのでじっくり議論したいと思う。まずは事務局から説明をお願いしたい。

○事務局 資料1を用いて説明。

○鈴木委員長 質問も含めて、意見などあればお願いしたい。

○五十嵐委員 質問だが、子どもの権利の認知度が下がった原因についての分析はしているのか。

○事務局 いろんな要素があると考えている。明確に原因を特定することは難しい。前回の委員会でも説明したが、質問に対する選択肢が変わった部分も一つの原因であると思う

し、普及啓発を推進し、子どもの権利や条例が浸透していくことは必要だと思う。

○五十嵐委員 我々のアピールが足りなかったという結論になると、精神論で、認知度を上げていきましょう、みたいな感じになってしまうのではと感じる。

○事務局 この調査は無作為抽出で対象者に送付している。経年変化を見るには、同じ対象者に複数年聞く方法もあると思うが、実施しているのは毎回無作為抽出している状況なので、本当の原因を特定するのは難しい状況にある。

認知度については、一般的に条例を知っているのか、子どもの権利という言葉を知っているかというところだけで、本当にこの内容でいいのかについてはもう1度担当部署として考え直す必要があると考えている。聞かれたほうの立場に立って考えてみたいと思っている。

この調査を長年やってきた、子どもは大体4割か5割程度が知っていると答えていて、おとなはこれに対して若干低い状況が続いている。

子どもについては、学校で教わったタイミングも結果に影響してくる可能性もある。もう一つは、自己肯定感や、自己有用感についても先ほど説明の中にあったと思うが、何か子どもが生活の中で気づくタイミングがあるって、それが影響しているのではと考えている。日常で流してしまっているものというのがたくさんある中で、子どもの権利って大事だと思うタイミングがあるのかもしれないと感じている。

おとなに関しては、学齢期のお子さんがある家庭は、子どもがパンフレットを持ってきて認識してくれることがあると思うが、通常、生活している中でどのぐらい認識してもらえるかについても少し考えていく必要があると思っている。

本当に届けるべきというか、本当に知ってもらわないといけないところに絞って広報・啓発を強化する方法も考える必要がある。今困っていて、本当に知らせなきゃいけない子どもたちのところに届けてあげなきゃいけないし、その層にしっかりと「分かった」という認識をつけてあげることも必要だと思う。

広く一般の子たちにも普及啓発することはもちろん大事だと思うが、それを本当に知らせてあげなきゃいけないとか、本当に困っている人とか、知ってもらったほうがいいのかという層にどう届けていくのかというのもちよっと考えていく、そういう時期に来ているのではと、今回の認知度からそのように受け止めている。

○出口委員 学校でも結構子どもの権利の話をしてくれているが、SDGsとかジェンダーなどの話題にとどまって、子どもの権利そのものの話が置き去りにされているように思う。そういった授業に「子どもの権利」をきちんとかぶせればいいのかではと思う。

○事務局 調査結果が出た後に学校の校長先生とお話しする機会があり、授業では今までどおり取り上げているのにと、結果にショックを受けていた。確かに「自分らしく生きる」というような視点から、子どもの権利につながる内容の話はするが、条例や子どもの権利という取り上げ方はあまりしていなかったとおっしゃっていた。

○霜倉委員 自分の住んでいる地域の中学校区教育会議で、子ども向けに子どもの権利条例について、圓谷さんに説明をしてもらった。そのときに参加していた地域教育会議の住民委員が、これはおとながもっと知らないと駄目だよねとなり、第2弾で住民（おとな）向けにも学習会も実施した。圓谷さんはいろんなところで話をしてくれていると思うが、多分それがここでいう、おとな6.6%「名前の内容を知っている」、僅か6.6%。名前は知っているを含めても、3人に1人は知っていると答えた。内容も知っているというとならば6.6%で、多分そういう地道な活動でちゃんと説明をして、聞いたおとながこの数字に出てきていると思う。

それを子どもの権利担当だけで啓発しようとしても無理がある。だから、例えばこども未来局でいえば、虐待対策室とか、総務、企画課も含めて、教育委員会も加えてプロジェクトを組んで、説明をする人が、きちっと熟知して子どもたちやおとなに説明する機会をどのように確保するのかというのも大事だと思う。例えばうちの施設では、子どもたちにオンブズパーソンが劇を見せてくれて、説明もしてくれて、相談できるんだよということを直接語りかけてくれる。そうすると、子どもたちもちよっと親近感というか、相談できる雰囲気になる。その活動がどれだけカバーできているかは別として、どこかの部署だけが一生懸命やるのではなく、市全体の施策として、この行動計画をつくったり、評価したりするのに、いろいろな部署から人材を集めて、プロジェクトチームを組んで地道に伝えていく必要があるのではと思う。僕はどちらかというと、条例が川崎にあるというだけではなく、どういう内容で条例化をしたのかなど、策定の過程や当時の願いについても含めて大事だと思う。

○出口委員 先生たちが何人かで、子どもの権利の研修を受けて、それを持ち帰っているかといったら持ち帰っていないかもしれないしということもあると思う。今、圓谷さんが回っているように、そういうものが学校にも回っていったら、学校自体でそういう説明があると結構印象づくのではないかなと思う。

○事務局 学校については、研修を含めかなり取組がある。12月に対話調査でお話があった教育政策室を中心に、学校でどのように子どもの権利を広げようかという視点で、学習プランを考える会議があったり、共生＊共育プログラムの中に子どもの権利を学ぶプログラムがいくつかある。その中には、子どもの権利というワードが出てこないが、子どもの権利の学習につながるプログラムもたくさんあって、年間6～7時間取組んでいる。

こども未来局としても、青少年支援室だけでなく、虐待対策室も、講師派遣をやっていますし、保育園については各区保育総合（保育・子育て総合支援センター）から講師派遣事業で子どもの権利のワークショップを実施している。

○霜倉委員 教育委員会の子どもの権利の担当、青少年支援室の子どもの権利担当を中心に、障害のある子どもについては、健康福祉局の部署も含めて、担当者が集まって、権利教育をどうやって進めていくのかを検討していくと広がる可能性はあるのではと思う。

○鈴木委員長 行動計画の一番最初である、広報についてしっかり柱として立てていくの

であれば、五十嵐委員が最初に質問されたように、認知度の分析は必要不可欠で、今後のアンケートの取り方を変える必要についても検討の必要を感じる。

分析については、例えばコロナ禍だから認知度が下がるなどあると思うが、分析結果として推測になってしまう。ただ、推測の結果でも、委員会の意見も加えて残しておく必要があると思う。

○事務局 鈴木委員長が言ったように、確定的な分析はできないが、こういうことがあるだろうということを仮定して、それに対して何か対策を打つという方法はあると思う。

○五十嵐委員 私は、条例としてあるという認知度が高まることが一番大事だとは思っていない。ただ、下がったという結果が出たのだから、その分析をする必要があると思っている。第7次行動計画に対する意見でもあったが、「子どもが自ら参加し、意見表明できるために、子どもに対するトレーニングを行うとともに、子どもの声をおとなが聴くトレーニングを行うこと。あらゆる場面で云々」とある。

ここの取組がやっぱり実質的に遅れているというか、後退していると思う。それは学校現場では先生たちも忙しくなる中で、子どもたちに考えさせる授業というよりは教え込む授業が進んでいるように感じている。ましてGIGAスクール構想になって、いろんな正解が出てくる、そこに至る過程を丁寧にやっている。だから、子どもの権利で意見表明権という話をしても、実態が伴っていないように感じている。そういうことも含めて、下がっているのではと検証する必要があるのでは。私が関わっている学校の取組で、学年ごとの今年度の目標を地域の人たちが参加した運営協議会の中で学年ごとに発表するが、1学年から6学年まで共通してキーワードになっていたのは、子どもたちが自ら考えて行動する、子どもたちが自ら考えて積極的に行動するとか、そういう自ら考えてということが6学年全部共通していた。

子どもの権利や条例というのをただ文言として教え込もうと思っても当然身につかないと私は思う。そういうことも含めて論議をしていく必要がある。それは今まで権利委員会が諮問の中でいろいろ言ってきたところと重なっている部分だと思う。

先ほどの説明の中でも、意見表明という、子ども夢パークとか、子ども会議の話が出てくるが、学校を含めて日常生活の中で意見表明権が尊重されているかが一番大事だと私は思っている。

○鈴木委員長 基本目標に、子どもの安全・子どもの意見表明など書いてある。それについて子どもの立ち位置をもう1回確認することが大切。新しいものをつくるとしたら、把握し直すことも大切。

先ほどの分析については、事務局からもあったが、子どもの権利条例をつくっているほかの自治体も、それが同じような状況なのかどうかというのは調べられると思うので、その状況と比べてみることもできると思う。あと、どういう聞き方をしているのかも資料収集して欲しい。

今後の在り方については、委員会が大事にしているのは、子どもの立ち位置から見ると、本当に必要な人のところの意見を聞いているのかということころはもう1回考えてみる

必要がある。

○事務局 他自治体と比較・検証まではまだ至っていないが、調査を始めている。他自治体では、無作為抽出でやっているところが今のところない。国の調査もそうだが、多いのが学校に依頼してホームルームでやってもらう調査をしていたり、おとな向けの調査も、保護者に向けてやっている場合が多い。そうすると認知度がかなり高い場合がある。そういった調査結果と比較検証するととなると、かなり認知度が低い印象になる。

川崎市の調査は、第1回目から無作為抽出で協力いただいている。そのため、学校に行っているか行っていないかなども関係なく協力をいただいているので、それは市民の実態・意識調査としては一番いい調査ではないかと個人的には思っている。ただ、この調査のまま認知度を上げるのは大変だということもあるし、子どもに関わる、関わらない関係なく、広く市民の人に知ってもらいたいという思いがあるので、この調査方法で認知度を上げていかないといけないとも感じている。

○畑委員 認知度について、今回の結果は、平成26年度と結構似ている。11.4%だったのが、このときは11.8%、子どもの「知っている」、これに比べると「聞いたことがある」が今回増えている。おとなも6.5%と6.6%、「聞いたことがある」が26%、25.4%。別にこれは一時的な降下にすぎないかもしれないが、平成26年度以降少しずつ上がりながら、一時下がったが、また令和2年度に上がったという結果がおとなも、子どもも見られる。そこも少し足がかりにしながら、このときに何があったんだろうとか、このときと何が違うんだろうみたいなものからヒントがあるのではと思うので、やはり分析が必要かなと私も思っている。もちろん一つの理由ではないし、複合的だし、検証が難しいのは分かっているが、幾つかの仮説を立てて、その上で検証をしていく必要があると思う。多分、仮説自体がまだ立っていないのかなという感じがするので、足がかりとして参考にしてほしい。

他方で、職員の認知度の令和4年度については、おとな、子どもは比較的例年より高い傾向にあるが職員は下がっている。今回も下がっている。平成26年度から上がり調子だと思って、これも職員も上がり調子に見えるが、また下がってきているという話にもなる。

回収率の問題も、令和4年度と比較するとおとなは回収率が上がっている。単純に回収率が上がったことによって、令和4年度はある程度、比較的、啓発されているような子たち、おとなが回答していたけれども、そうではない人も含まれて下がったと見るとか、いろんな見方はあると思う。幾らでも仮説は立てていただいて結構だと思うので、まずそれをお願いできたらなと思っている。

分析としては、例えば10歳の子は何%で、11歳の子は何%でみたいに分けてみたら、小学校によって教える話が弱いのか、中学校で弱いのかとかが見えてくるかもしれない。その辺りを少し知りたい。何にせよ、霜倉委員もおっしゃったように、横断的にプロジェクトをつくって、少なくとも仮説の検討だけでもやってほしいと思う。

○出口委員 話がずれてしまうが、結構たくさんの質問がある。特に子どもの質問が多い。やはり同じ内容のものをやらなきゃいけないのか。

例えば、Aパターン、Bパターン、Cパターンみたいに分けて、パターンでちょっと多

めに配るとかできないのか。もし自分にこれが来たら回答するかわからない。子どもだったら、半分とか3分の1ぐらいだったら何とか書くかもしれないのではないか。

統計調査を手伝うことがあるが、紙1枚でも協力いただけない場合がある。家に訪問してお願いしても、協力してもらうには大変な思いをしている。

質問数を減らすとか、分けたら統計が取れないとかあるのか。

○事務局 もしパターンで分けるとすると、相当数配布する必要があると思う。今の方法でも、回答結果によっては参考値になるものもある。

実は今回は、かなり回答の選択肢も絞ったり、問題数も少しだけだが減らしている。それでももちろん質問数は多いし、自由回答の質問も多い。そんな中回答してくれた子どもたちは、よくぞこんな書いてくれたなと思うぐらい書いてくれている。

おっしゃっていることは十分理解している。質問数はさらに減らしたい気持ちはあるが、やっぱりこれは聞かないといけないという質問ばかりだし、経年変化を見ている質問もあるのでなかなか難しいところ。

あとクロス集計する上では、提案のパターン分割をするとクロス集計ができなくなってしまうこともある。ただ、ミニアンケートみたいなもので取るのであれば考えられると思う。

○蔣委員 年間トータルで回収してはどうか。ホームページから回答する場合、回答しやすいと思う。

○鈴木委員長 計画全体や、8次に向けて重点的に入れたほうがいいことや、体系などについて意見はあるか。

○五十嵐委員 資料の4ページ、現状を踏まえた今後の計画づくりに向けてで、3つグラフがあるうちの一番左側の不登校の子どもについて、これはやはり別に項目を立てて計画に入れたほうがいいのかと思った。金子委員からも意見を聞きたい。

○金子委員 難しい問題だと思う。これは数が減ればいいのかという単純な話ではなく、内容の話なので、個別の支援というところにあたると思う。あと、重点的取組のところになんかふうに入れるかだと思う。

7次は重点的な取組に虐待・体罰、いじめの防止とありますけれども、例えばそこに不登校を加えるとか。教育委員会も去年から、我々の親の会ネットワークというのと一緒に、不登校の保護者のために講演会をするなど一緒に活動をしてくださっている。そういうところは、今進捗していることとして触れられたらいいと思っている。

○加藤副委員長 計画全体に関して言うと、私はかなり大きく変えていく時期に来ていると強く感じている。なぜかという、この行動計画を策定し始めたのが2000年あたりだと思うが、そのときは、保育とか子育て支援の計画が始まり出したときだった。

来年度からの第3次子ども・若者の未来応援プランについては、こども基本法に基づい

て計画されていると思う。こども基本法は、基本理念が子どもの権利の実現が基本理念になっているので、子ども・若者応援プランと行動計画の目的がほぼ一緒になりつつある。そうすると、総合計画と子ども・若者応援プランとこの計画との関係性を少し整理していないと、似たような計画ばかりで、それらがなかなか活用されない状況になると思うので、他の計画との整合性、それぞれがどういう役割とか、どういう推進体制を図ることによって子どもの権利の何を実現しようとしていくのかというところをちょっと整理していく必要があるのではと思う。

先ほどの広報の話と関連するが、子ども・若者の未来応援プランは、担当部署がこども未来局総務部企画課でつくっていて、子ども・若者施策とか子育て支援の施策がかなり広範囲にわたっている。総務部企画課は、その施策調整をするような部署だと思う。それで総務部企画課と、この条例を担当している青少年支援室が連携しながら、この計画や、条例の認知度を含めてどうしていくのかをそれぞれが司令塔になって進めていくことが求められていると思う。

ただ、そうはいつでも、事務局からあったように、次の計画は4年計画に変更して、さらに総合計画と合わせていくことがいいと思う。変えるにしても、検討するための時間がすごく限られているところが気になる。変えるとしたらどこまで変えることができるかが問われていると感じている。

○鈴木委員長 歴代の委員が強調していたのは、行動計画の4ページにある体系図の話だと思う。川崎市が誇る子どもの権利条例に基づいた計画であるなら、もう少し上の上位法的な計画にしてほしいというような意見が、歴代の子どもの権利委員の方たちが言ってきたことだと思う。

それを裏づけるものとしては、最近、国の動きとして、こども家庭庁ができてそこに勧告権を持たせている。

事務局が各事業の所管部署に委員会の意見を伝えても、それを採用するか、しないかは各部署の問題になるし、各部署はその部署の仕事がある。本当に行動計画の実現をしていくのであれば、こちらの勧告みたいなところを設けられるか、何かしら行動計画に書き込めていければ、より実現度が上がってくると思う。

先ほど職員の認知度についてあったが、例えば人事当局に対して、新任職員や管理職には、必ず子どもの権利条例や行動計画は全部読んでもらうとか、条例の試験をやるとか、そういうものを勧告できるようなことを、次回にむけてあってもいいのではと思う。

28ページについて、5つの方向性が示されているが、4つめの子どもの参加はすごく弱いと感じている。これは「子どもが主体」というような形で言葉の使い方も含めて変える必要があると思う。

おとな側の立ち位置の問題については、委員会としてずっと問題にできていて、方向性のVに相談・救済とあるが、実行するおとな側の責務とか、実行するおとな側の視点を大きいレベルで方向性に入れていく必要があるのではないかなと思う。

最後に、重点としては、いろんな子どもがいて、そこがちゃんと見えているのか。インクルージョンの考え方は重要で、多様性とか包摂性とかというのを政策としてどこまで認めているのか。それを重点的な取組として入れてほしいという思いがある。

○畑委員 資料1の策定作業指針の9ページ、評価の仕組みの見直しの件で、これは答申にも入れたところなので、反映してもらって大変ありがたいと思っている。具体的に目標設定を改めて行って云々というところはいいと思うが、結局、評価の基準自体がないところが大きな問題だと思うが、検討していることはあるのか。

○事務局 今回、子どもの権利の行動計画の期間と、市の総合計画や子ども・若者応援プランの期間があるタイミングで、計画期間を合わせていくことが必要だと考えている。市の総合計画は、次の4年間に市がどのように個別事業をやっていくか、予算の裏づけを含めて決まっていく計画になる。例えば、先ほど話があった不登校に対する取組も4年間どのように実施していくか位置付けている。そこに、子どもの権利の行動計画がコミットしていくためには、期間も合わせていくことが大事だと思っている。

評価については、畑委員が言われたように、基準をどうつくるのかというのは難しい。基準の前に、どこの部分を評価するのも課題になると思う。現在5つの方向性があり、それが24の推進施策につながり、380を超える事業につながっている。その一個一個の事業の評価を委員のみなさんに見ていただいている。今まで見ていただいていたとおり、ほとんどのところに3がついていて、その数字だけを追いかけていくことはどうなのか。市の総合計画も、それを全部やっている。各部署で総合計画の評価と子どもの権利の計画の評価を別に進めている状況になる。

子どもの権利に関する取組を全部網羅することや、把握しておくことは必要かもしれないが、全部を評価することに関しては検討してもいいのかと思う。権利委員会や市民に公表するときにも伝わりにくいイメージがあると思う。まずは、どこの部分を評価するのか、その評価する基準としてはどういうふうに評価していくのが一番いいのかという、そういう考え方を検討していきたいと考えている。評価だけが大事ではなく、次にどうしたらいいのかという振り返りの中で評価し、その視点をもって少し基準づくりを考えていきたいと思っている。

加藤委員がおっしゃったように、子ども・若者の未来応援プランがこども未来局の事業をほとんど包含しているし、教育委員会の事業ももちろん入っている。その部分にどう子どもの権利を入れていくのかを含めて検討する時期に来ていると思う。所管の問題はあると思う。全体にまたがるところは総務部がやり、子どもの権利は権利担当の青少年支援室になるので、その部分については所管を含めた整理も併せてやらないといけない時期に来ているのではと思っている。

○加藤副委員長 先ほどの評価の視点に関して、おそらく総合計画に載っている事業と、こちらの行動計画に掲載されている事業は結構重複があると思う。今までやってきたような形でも、各所管課の自己評価は、全て総合計画の総合プランのほうの部署にお任せして、子どもの権利の行動計画のほうは、様々な施策のうち、子どもの権利条例に基づく重点施策みたいなものを抽出して、そこに特化して計画づくりをしてはどうか。

さらに、その計画の評価をどうすればいいのかについては、例えばそれぞれの事業に対して子ども自身の意見を聞いて、それを毎年の事業にどう生かしていくのか、反映させた

のかという形で、自己評価よりも、子どもの意見を聞きながら事業を改善していく新しい評価手法を導入してはどうかと思う。子どもが居場所とかで過ごしていたりすれば、そこがすごくよくなったと実感できるようになる。全く異なる評価手法を子どもの権利の行動計画では作業していくみたいな形が私は一番いいのではと思う。この何百もの事業に対する所管課の自己評価は総合プランの部署で工夫してもらおうという形で進めていったほうがいいのではと思う。多分ほかの自治体はそういう形になっていると思う。

○金子委員 計画期間を4年に合わせるメリットはあると思うが、デメリットは何かあるのか。

○事務局 今の時点では、デメリットはないと考えている。計画期間として3年というのは、事業を進める我々にとってはすごく短いと思う。

○畑委員 評価の前提として、方針にもあると思うが、そもそもの目的、目標というところが漠然とし過ぎていることで、評価も漠然としていると思う。例えばこの計画のためにこの事業を行うということがあって、毎年それをやっていると思。今年は何月頃に1件やりますというような目標を立てるなど、数値じゃなくてもよいと思うが、目標自体を後から評価しやすいようにすることが、そもそも大事なところだと思う。そういうところも検討していくという趣旨なのか。

○事務局 大事な視点だと思う。評価するときには、そもそも目標をどこに設定するのかというのは、基準をつくるのと同じように、そこが達成できているのかどうかということなので、当然、目標についても考えていかなければいけない。今の成果指標は、どちらかというと実態調査で分かったことを、項目にあわせて設定している。

人権の分野の目標はすごく難しいと感じている。やはりどうしても実感指標みたいなところが大きくて、それをアンケートやニーズ調査などで把握していくところがあると思うが、畑委員が言ったように、ロジック的には目標をしっかり定めて、それができている、できていないというところを評価し、次にどう改善するのかというのがPDCAの回し方なのかと思う。

○畑委員 第6次計画も見したが、そもそも事業ごとの目標自体が書かれていない。書かれているのが事業名と事業概要と、令和2、3、4の事業の実施状況、その上で成果と課題と自己評価というふうに書かれている。ただ、ここに書かれていないけれども、目標自体は定められていると思うがどうか。

○事務局 実際には、取組一個一個には目標は定めている。総合計画上でも一個一個、事務事業には目標を定めてやっている。ただ、市の事業って幅が広く、数値ではかれるものと、実感できるものなどがあり、そこはいつも議論になっている。権利はそのうち実感での判断が割と多い部門だと思っていて、計画づくりをしていく中ではすごく難しいと感じる。目標設定が難しい分野だと思うが、細かい取組一個一個には目標は当然ある。

○畑委員 検証する上では、自己評価のところにも目標があるといい。それがいないために余計に評価が宙ぶらりんになっていると感じる。

○五十嵐委員 38ページのところに「いじめの防止を図るため、子どもに対して子どもの権利についての啓発を行い、施設の職員に対してはいじめ防止に関する研修を実施します」とあるが、いじめる側のほうの子どもに対する寄り添う施策はどこかで出てきているのか気になる。

○鈴木委員長 加藤委員からあったような、全部を見るのではなく、違う評価軸を出しながら評価していくのは、すごく面白いというか、事務側の作業も減っていくし、実質的に子どもの権利委員会としても射程を絞りながらできるという意味では、いい流れだと思う。

歴代の子どもの権利委員会としては、子どもの権利条例をつくって、子どもの権利委員会を立ち上げてやってきたのに、そこを吸収されるような、狭められてしまうような、外されてしまうような意識があったのではとないかと思う。

総合計画で全体の中に位置づけるというのは、すごく分かりやすい説明ではあるが、子どもの権利が何でこんな下の方に位置付けられているのかとか、全国初で市民や子どもとつくってきているのだから、ここはやっぱり上位に位置付けてほしいということも、今までの権利委員会としての視点で、子どもの権利という立ち位置から全事業を通して見るという高い意識が主張されていて、二重に同じような評価をしていくことになったのではないかと思う。

○事務局 今回、権利委員会からの意見いただくにあたり、市がこういうふうにつくっていくと考えていて、それに対してどうかというやり取りをしないといけないと思い、前回とは違う形を取らせてもらった。加藤委員からあったようなことは、むしろ外からいただきたい意見というか、やり取りしたからこそそういう意見が出ると思っている。いただいた意見は行政としてとても大事で、ちゃんとキャッチボールしなければいけないと考えている。

○鈴木委員長 評価が行政的、事務的な評価ではなく、加藤委員が言ったように、モデルチェンジするというか、子ども側の意見を拾っていきながらちゃんと評価をし直すとか、A、B、Cみたいな単純なものだけではないと思う。でも、そう位置づけるのであれば、そこに基づかないとつけられないようなものの評価というのを入れてほしいとも思う。そうすると、総合計画の中に位置づけられたとしても、そこは独立した基準にするところはすごく大事だと思った。

○事務局 今回、視点の中に子どもの意見を聞いていきたいと考えているが、これも難しいなと思っていて、権利委員会と同じように計画書を見せて、聞くわけにもいかない。どのようにしたら知ってもらいながら、例えば今後、評価や進捗に対して意見をもらう形になると、どうやって分かりやすく伝えて、意見をもらっていったらいいのか、今悩んでい

る。9月ぐらいには子どもたちに話は聞きたいと思っている。

○畑委員 難しいと考えている点は、どういう点か。

○事務局 どのぐらいの年齢まで聞いていくかというのはあると思うし、例えば中学生と小学生の分かってもらえる部分も違うと思う。それをどういう手法で意見をもらっていくかが難しいと考えている。

○金子委員 7期のときに、夢パークに行って、答申について子どもたちに説明をして意見を聞きましたけれども、あれはすごくよかった。

○鈴木委員長 そこでいっぱい意見が出ましたね。

○畑委員 私があえて何が難しいかと聞いたのはそれもあって、別に全部、事細かに説明するのではなく、いくつか抽出して、施策の方向とかを含めて、こういうところなんだよという話をして、どこか気になるところはあると話を進めていくというか、聞いていくでもいいと思った。それ以上にハードルを考えているか。

○事務局 子どもたちから意見聴取の場合、対面で話すといういろいろ聞けるものはあるが、本当にこれでいいのかとも思っている。聞きに行ったり、対面でとか、例えばワークショップ形式で同じテーマでみんなで話し合ってもらうなども方法があるが、本当にそれでいいのかとも思っている。

これから子どもの意見を必ず聞かなきゃいけないというところが増えてくると思うが、今までにその蓄積が我々もないので、それをどうやっていくのか。まずは対面でやっていくというのは基本だと思うし、多分、どの市町村も試行錯誤しながらやっていくと思う。

○鈴木委員長 審議会とか、いろんな領域で分野を持っていると思うし、市民に接する機会がいろいろあると思う。図書館の事業だとか、健診だとか、いろんな場面がある。そこに1項目入れてもらうとか。それこそ、子ども食堂をやっていくときも聞いてくださいとか。多分、行政がやるうえでは、みんな平等に網羅的に聞かないと、聞いていないんじゃないかという批判を受けるとは思うが、権利委員会ではこういう形でいろんな多様なものをやって、全部のことはできないかもしれないけれども、こうだという出し方はあるんだろうと思った。

表面的な意見ではなく、養護施設や夢パークなどに出かけて行って、そこで吐露してもらったものを拾うというのは、行政はやっているようでやれていないと思うし、そこを地道にとかやれていけばすごく有益で、拾えていない意見を集中して聞きに行くというか、それで評価に反映していくというやり方はあるかなと思った。

子どもの計画だと子どもに限定するが、妊産婦の支援についてなど入れられるのか、この事業とどうつながっていくのか、という視点はあってもいいと思う。あと、災害のときの子どものいうのも忘れられていないか。平時と災害というのは全部シームレスだし、

虐待があれば悪化したりするし、DVとかも関係してくる。能登のときにも深刻な性被害の問題もあって、それは特に子ども、弱いところに出てくるという部分での評価なのか、計画なのか、注意喚起なのか、防災セクションにも、子どもの権利の視点でしっかりやってねというようなメッセージというか、この行動計画で、ほかの教育へのメッセージ、勧告のようなものも必要かもしれない。計画の面で、より注意してほしいとか、別の計画に入れてほしいというメッセージの仕方もあると思う。

○五十嵐委員 委員会の検証でもそうだったが、実態・意識調査等の分析と、行政や市民との対話をベースに行うことを特に重視してきた。ここがすごく大事で、部分ではなく、より具体的にしていくために、全体を網羅的につかむことは、実態調査アンケートで分かることで、それプラス、それぞれのところでの対話を深めていくことも必要。なかなか目が行き届かなかった、視点が行かなかったところの声を聞いていくことが大事だから、今後、いろいろな計画をつくるときもそういった思考が大事かなと全体の論議をとおして感じた。蔣委員が言ったように、声の聞く聞き方も、一括で聞くのではなく、継続して取るということも含めて必要だと感じた。

○金子委員 先ほどもあった子どもの意見を聞くことはすごく大事なことで、その部分をしっかり入れ込むとことや、委員長が言ったようにおとな側の責務はすごく大事で、それは学校でも、家庭でも、いろんな子どもが悲観しないとか、そういうところに全部関わる話だと思う。条例の第3章のように、いじめとか虐待を含めて、おとなの側の責務という部分をしっかり押さえていないと、子どもに直接、間接的に権利の侵害についてここに書けないと思ったので、おとな側の責務というところが大事かなと思っている。

○霜倉委員 子どもの意見を反映とはいっても、令和8年3月にはもう計画ができてしまう。そこでこれからどういうふうに子どもの意見を反映させるか。ほかの部署とも連携して、どういうふうにこの計画への意見をもらって反映するのか。権利委員会から、学校での権利教育に盛り込んで聞いてほしいとか、少数の子どもの意見、子どもの立場でいうと、例えば児童養護施設で生活している子どもたちに、児童相談所にも協力してもらって、施設で生活している子の意見聴取も義務になってきているので、当然、ヒアリングなど子どもの意見はちゃんと吸い上げましょうという仕組みはつくられてきている。そういったところに協力してもらおうとか。時間的にも厳しいと思うが、網羅的には難しいかもしれないが、そういうことに協力してもらおうとか、限られた時間の中でできることはあると思っている。

○出口委員 子どもの意見もちろん大事だけど、おとなの周知や、おとなが知らないことがやっぱり一番大きいと思っている。私たちの時代と親も変わってきているように思う。公園に行っても、子どもは見ているようで見ていないようなときもある。おとなのほうが、子どもの権利を知る必要があると思う。本当に近所のうるさいおばちゃんが少なくなっちゃったなということと、子どもたちを手伝ってあげる、何か起きたときに子どもたちが相談するおとな、聞けるおとなが少なくなっているという実感があるので、最初に言っ

たように、子どもの権利をおとなに周知をして、子どもをもうちょっと地域みんなで見ましようというようなことも大事じゃないかと思う。

○蔣委員 やはり子どもの権利は、自分たちが一生懸命頑張るというよりも、横のつながりがとても大事だと思う。いろいろなところに周知、広報したり、子どもの権利のためにやる事業でなくても、一緒にやるという方法もあると思う。そのほうがみんなに届くのではないかと思う。

最近、外国につながる子どもたちの虐待相談が多くなっていて、児相はもういっぱいになっている。おとなの意思がちょっとずれているところがあるようにも感じていて、子どもたちが被害者になっているのではないかと思うので、ぜひこういう事業を、子どもが集中しているところに広報したり、あるいはその中身を知ってもらうように、具体的な事業としてやってもらったほうがいいと思う。

○加藤副委員長 計画に関して、限られた時間の中でどんなふうに変えていくことができるのか考えていた。例えば行動計画の基本理念に関しては、子どもを主語に基本理念を19ページで示されていて、28ページに体系図が描いてある。計画の3つの目標があり、その目標は子どもを主語にして、子どもが子どもの権利について十分に学ぶことができているとか、子どもが意見を述べながら居場所で過ごすことができているとか、子どもが丸々なことができているとか、子どもを主語にした目標を立てて、それを実現するための事業、それを評価する際には、その事業を担当している担い手が、その目標を実現するためにこういう取組をしたことによって子どもの権利をこんなふうに改善、あるいは推進することができたなど、そのあたりを、ここを利用する何名かの子どもの意見を聞く手続も含めて出してもらう。出してもらったものに対して、全部やるのは大変なので、幾つか事業をピックアップして、子どもの権利委員会で議論して評価コメントを出していく。それでここは十分できたけれども、ここはさらに取組を進めてくださいみたいな形で現場にフィードバックしていく、そういう形であれば実現できそうかなと思っている。

○畑委員 結局、この権利条例制定時の「まずおとなが幸せでいてください」というメッセージが大事だと思う。それもあるので、やはり認知度というところもおとな側が高める必要も大事だし、子どもの政策って、条例にも書いてあるが、こども未来局だけ、教育委員会だけ、プロパーの話になっていって、市の政策全体にわたって扱うべきだということだと思う。委員長が上位法令というか、上のほうに位置づけるというのはまさにそのとおりで、そういう意識を持って取り組めるような、そういう意味のある計画になってほしいと思う。

○鈴木委員長 ありがとうございます。こうして皆さんから御意見をいただいているので、それを基に事務局で集約していただければと思う。

(3) その他

第8回川崎市子どもの権利委員会報告書について

○鈴木委員長 それでは、報告書について事務局から説明をお願いしたい。

○事務局 「その他 第8回川崎市子どもの権利委員会報告書について」に基づき説明

○五十嵐委員 振り返りについて、字数の制限などあるか。

○事務局 字数は前回や前々回も自由に書いていただいている。

○鈴木委員長 みなさん締め切りまでに提出をお願いします。

3 閉会